

神戸山城プロジェクト企画広報業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 案件名称

神戸山城プロジェクト企画広報業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

別紙「神戸山城プロジェクト企画広報業務委託 仕様書」のとおり

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約上限額

金 1,980,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日（水曜）まで

(5) 履行場所

神戸市文化スポーツ局文化財課（神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号神戸市役所 1 号館 19 階）

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容及び実施する企画の内容は、事業者選定後、本市と協議の上決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) 再委託

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(4) その他

契約締結後、当初契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格、必要な資格、許認可等

次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要項に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (7) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記（1）から（6）を全て満たすこと。

5. スケジュール

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| (1) 公募開始 | 2026 年 9 月 24 日（木曜） |
| (2) 参加申請及び質問受付締切 | 2026 年 10 月 2 日（金曜）17 時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 2026 年 10 月 9 日（金曜） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 2026 年 10 月 16 日（金曜）17 時まで |
| (5) プレゼンテーション審査 | 2026 年 10 月 20 日（火曜）～26 日（月曜）（予定） |
| (6) 選定結果通知 | 2026 年 10 月 28 日（水曜） |
| (7) 契約締結・事業開始 | 2026 年 11 月初旬（予定） |
| (8) 事業完了 | 2027 年 3 月 31 日（水曜） |

6. 参加申請の手続き

(1) 参加申請書の提出

ア 受付期間 2026 年 9 月 24 日（木曜）から 2026 年 10 月 2 日（金曜）17 時必着

イ 提出書類

- a. 参加申請書（様式第 1 号）
- b. 参加資格確認書（様式第 2 号）
- c. 暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第 3 号）
- d. 共同企業体結成届出書（様式第 4 号）＜必要な場合＞
- e. 会社または団体概要（任意様式、パンフレット等でも可）
- f. 業務実績確認書（任意様式、直近 2 年の類似業務実績を記載）
- g. 法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書
（提出日時点で発行日より 3 か月以内のもの、写し可）
- h. 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近 1 年分、写し可）
※滞納がないことを納税証明により証明すること。
※当該市町村にて上記様式がない場合は各市町村税の納付を証する証明書様式にて提出すること。

ただし、g 及び h については下記のとおり。

- ・神戸市の入札参加資格がある場合は内容に変更がない場合は提出不要。
- ・共同企業体の構成員となる企業についても提出すること。

ウ 提出方法

電子メールにより「9. 提出・問い合わせ先」へ提出。件名は「神戸山城プロジェクト企画広報業務（質問）」とすること。提出の際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。

エ 提出部数 各1部

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 2026年9月24日（木曜）から2026年10月2日（金曜）17時まで
- イ 提出書類 質問書（様式4）
- ウ 提出方法 電子メールにより「9. 提出・問い合わせ先」へ提出。件名は「神戸山城プロジェクト企画広報業務（質問）」とすること。提出の際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。
- エ 回答方法 全参加者に対して、2026年10月9日（金曜）までに電子メールにより回答する。また、WEBでの掲載も行う。なお、質問者の氏名は公表しない。

(3) 企画提案書等の提出

- ア 受付期間 2026年10月13日（火曜）から2026年10月16日（金曜）17時まで
- イ 提出方法 任意様式、A4版20枚以内とする。（表紙、目次含まず）
企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
- ①本業務に対する考え方、実施方針
 - ②本業務の実施方法、手法（スケジュール案等）
 - ③コンテンツ制作計画案（コンテンツのイメージ等）
 - ④設定課題に対する解決案または解決手法等
 - ⑤本業務にかかる実施体制・支援体制
 - ⑥提案見積と積算根拠
- ウ 提出方法 電子メールにより「9. 提出・問い合わせ先」へ提出。件名は「神戸山城プロジェクト企画広報業務（企画提出）」とすること。

7. 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目			点数
ア	広報戦略	・これまでの本プロジェクトの取り組みや今後の展開を見据えた広報戦略となっているか。 ・ターゲットに合わせた具体的かつ効果的な広報戦略となっているか。 ・アプリの認知度向上を図るとともに、その利便性や楽しみ方を効果的に伝えるための最大化を図るための工夫がなされているか。 ・アプリの機能も活用しながら、山城への来訪者増加に資する内容となっているか。	40点
イ	演出・表現の企画提案	・業務目的を踏まえた内容となっており、効果が期待できるか。 ・ターゲット層が本プロジェクトに期待感や参画意欲を駆り立てる内容となっているか。	20点
ウ	実施体制及び業務実績	・業務実施体制が確保できる見込みがあるか。または、自社で業務実施するためのスキーム・工夫があるか。 ・類似業務実績が十分にあるか。	10点
エ	追加提案	・本業務の効果を高めるための追加提案があるか。	10点
オ	地元企業に対する加点	・神戸市内に本店を有する法人及び構成員が全て神戸市内に本店を有する共同企業体か。 10点：地元企業（市内に本社がある） 5点：準地元企業（市内に本社はないが支店等がある）	10点

		0点：市外企業（上記以外） ※共同事業体で参加する場合は、構成員となる事業者すべてに対して判断し、その平均点（小数点以下第1位は四捨五入）を加算する。 (例) 市内企業×市内企業 → (10点+10点) / 2 = 10点 市内企業×準地元企業 → (10点+5点) / 2 = 8点 準地元企業×市外企業 → (5点+0点) / 2 = 3点	
カ	見積金額	・ (全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格) × 10点 (小数点以下は切捨て)	10点
合計			100点

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、神戸山城プロジェクト企画広報業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション審査

(ア) 日時 2026年10月20日（火曜）～2026年10月26日（月曜）のいずれか1日（予定）

(イ) 場所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所内

(ウ) 内容 企画提案書に基づくプレゼンテーション（15分程度、質疑応答は別途）

※説明は、本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

※説明の際は、企画提案書の内容に沿った説明を行うこと。

(エ) 注意事項

- ・審査の結果、評価点が最も高い企業・団体が複数いる場合には、7（1）評価基準ア「広報戦略」の得点が高い方とする。それでも複数いる場合には、選定委員会において合議のうえ決定するものとする。
- ・得点の合計が6割に達していない場合は、委託候補者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。
- ・委託候補者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- ・委託候補者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議を可能とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 企業・団体選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した企業・団体名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8. その他

提案に要する費用、条件等は以下のとおり。

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書類は、審査・選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 参加申請後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式は任意）」により「9. 提出・問い合わせ先」に届け出ること。

9. 提出・問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館19階）

文化スポーツ局文化財課埋蔵文化財係 神戸山城プロジェクト担当 中谷・東・加納

TEL：078 - 322 - 5799

Email：maizoubunkazai@city.kobe.lg.jp

※電話及び提出書類の持参は、平日 8 時45分～17時30分とします。